いじめ防止等対策の取り組みについて

苫小牧工業高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	Webコンテンツを活用した研修教材を本校FileSV上で常時公開し、「学校いじめ対策委員会」として定期的に啓蒙を行い、認知の定着を図っている。	引き続き定期的に意識啓発を行う。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	9回いじめ対策委員会を開催し、いじめに関するアンケート結果の共有、いじめ案件の対応について協議した。	引き続き定期的（2ヵ月に1度を目安）に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全教職員を対象に3月にいじめに関する研修を実施した。	引き続き定期的（年１回以上）に実施する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会規程において職務内容を定め、全教職員に周知している。	引き続き継続する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止プログラムを策定し、学内外に周知している。	引き続き継続する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ防止基本方針を策定し、周知徹底している。	引き続き継続する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全教職員に周知しているとともに、いじめ防止基本方針を策定し、役割を定めている。	引き続き継続する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsを活用し、関係教職員で常に情報共有を行っている。	引き続き情報共有を行う。	-
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度末にいじめ対策委員会において、検証及び見直しを行い、次年度の実施計画に反映している。	引き続き年度末に見直しを行い、次年度の実施計画に反映する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを定期的に実施し、結果をいじめ対策委員会で共有している。また、アンケート結果で気になる学生については、学生相談室または、カウンセラーに繋ぐ等の対応をしている。	引き続き定期的なアンケートの実施と結果の情報共有を行を行う。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	必要に応じて専門的な知識を有する者を委員として加えることとしており、カウンセラーが得た情報は、関係教職員間で共有することとしている。	引き続き情報共有を行う	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	4月に外部講師による、いじめ防止に関する講演会を開催した。	引き続き定期的（年１回以上）に開催する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	上記講演会のほか、始業日のHRにおいて、担任から「いじめ」に関する指導を行うこととしている。	引き続き継続する	-
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	いじめを発見した際に最低限傍観者にならない様、自ら通報できる窓口として「校長への意見箱」・「メール相談窓口」・「学生生活調査（アンケート）」を用意し、更に学生主体によるピアサポート制度を活用し学習支援に加え学生間の相談通報窓口の一つとしている。	引き続き継続する	-
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ＨＰにおいて、いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ防止等の取組に関する改善のための措置を周知している。	引き続き周知を行う	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	被害、加害双方の保護者等に対し、解決に向けた対応方針を連絡している。	引き続き継続する	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者で構成される運営諮問会議において、学校いじめ防止等基本計画の内容説明及び連絡・協力体制を築いている。	引き続き継続する	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察署と情報共有を行い、連携して対応する体制を取っている。	引き続き継続する	-